# 公の施設の指定管理者における業務状況評価 【平成19年度】

平成20年8月15日

			次20十07]10日
施設の名称	高知市土佐山健康交流センター		
指定管理者名	太平ビルサービス株式会社		
指定期間	H19.4.1 ~ H21.3.31	所管課	健康福祉総務課
11年   11日	※施設廃止に伴い、H19.4.1~H20.1.31に協定期間変更		
施設所在地	高知市土佐山92-1		

(1) 施設の利用に関すること ・利用の許可(条例第11条) ・利用の制限(条例第12条) ・許可の取消し等(条例第18条) (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) 高知市土佐山健康交流センター事業の運営に関すること (4) 管理運営のための体制の整備に関すること (5) 利用料金に関すること (6) 施設賠償責任保険に関すること (7) 利用者の安全の確保に関すること (8) 個人情報保護に関すること (9) 情報公開に関すること (10) 業務報告に関すること (11) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること (12) その他管理運営に関し必要な業務  ● 蘇筋コンクリートー部鉄骨造(地上2階, 地下1階建) ● 敷地面積1,254㎡ 建築延床面積988㎡ ● 施設概要:1階 ○ロビー、休憩コーナー等 ○プール、塩湯 ミストシャワー、ワールブール、寝湯 ・ 空付、更太室、トレーニング室 ・ 地階 ○浴場、サウナ、機械室等 ・ 駐車場 ○約20台 ・ 開館時間・火〜土正午から午後8時まで ・ 日 正午から午後8時まで ・ 日 正午から午後8時まで ・ 日 正午から午後8時まで ・ 日 正午から午後8時まで ・ 日 田子2月29日から翌年の1月3日 ・ 利用料金・1日につき ・ 1ヶ月につき     大人600円 大人2,500円     子供300円 子供3,000円	1 施設の概要	
<ul> <li>敷地面積1,254㎡ 建築延床面積988㎡</li> <li>施設概要:1階 〇ロビー,休憩コーナー等         〇プール,塩湯、ミストシャワー,ワールプール,寝湯         2階 〇受付,更衣室,トレーニング室         地階 〇浴場,サウナ,機械室等         駐車場 〇約20台</li> <li>開館時間・火~土正午から午後8時まで         - 日 正午から午後6時まで         - 日 日2月29日から翌年の1月3日</li> <li>→利用料金・1日につき・1ヶ月につき         大人600円 大人2,500円         子供300円 子供3,000円</li> </ul>	事業内容	・利用の許可(条例第11条) ・利用の制限(条例第12条) ・許可の取消し等(条例第18条) (2) 施設及び設備の維持管理に関すること (3) 高知市土佐山健康交流センター事業の運営に関すること (4) 管理運営のための体制の整備に関すること (5) 利用料金に関すること (6) 施設賠償責任保険に関すること (7) 利用者の安全の確保に関すること (8) 個人情報保護に関すること (9) 情報公開に関すること (10) 業務報告に関すること (11) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること
		<ul> <li>敷地面積1,254㎡ 建築延床面積988㎡</li> <li>施設概要:1階 〇ロビー, 休憩コーナー等</li></ul>
The state of the s	職員体制	常勤職員: 1 人 非常勤職員: 人 パート: 2 人 合計: 3 人

2 4	又支の状況			単位:千円
		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
	指定管理料	-	4,500	_

		「し」及びチャ	10 1及(水井/	
収入	指定管理料	I	4,500	_
	使用料・手数料・利用料金	ı	568	_
	その他	I	963	_
	収入計	ı	6,031	_
支	管理運営費	ı		_
出	人件費	I		_
	支出計	-	6,506	_

## 3 利用状況

ם איזארוווואיי				
	17年度(実績)	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(目標)
①年間利用者数	人	人	594 人	- 人
②利用者意見等の反映	・アンケートの実施・意	意見箱の設置による 施設	<b>段利用者の満足度∙要望</b>	を収集出来ていた。
③その他特記事項	-			

### 4 平成19年度業務評価

4 平成19年度業務評価			
項目	状況説明		
①適正な管理運営の確保 (運営方法が、市民等の 平等な利用を確保することが出来ているか。)	-		
②利用者サービスの維持向上 (設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行えているか。)	・基本協定及び事業計画書に基づき適正に管理運営されていた。 ・利用者への対応、安全管理体制も整っていた。		
③利用実績 (設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行えているか。)	おおむね維持されていた。		
④収支状況 (施設の管理経費の縮減 が図られているか。)	おおむね行われていた。		
総合評価 _	4月当初から設備の故障が続発したため、設備の診断を実施したところ、各種設備全般にわたり改修をする必要が判明した。 このための費用が約2億3千万円を要することを受け、協議の結果9月末で運営を中止したため、総合評価できる運営ができていない。		

- 総合評価については、下記のとおりです。
  - 5: 仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、非常に優れた管理運営が行われたもの
  - 4:仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
  - 3:おおむね仕様書及び事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
  - 2:仕様書及び事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
  - 1:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの